

# 平成16年度 年度計画

国立大学法人北海道大学

平成16年6月28日  
平成17年2月1日一部変更

# 平成16年度 国立大学法人北海道大学 年度計画

## 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

##### 全学教育の成果に関する具体的目標の設定

- ・ 本学では、教養教育（教養科目）に専門基礎教育（基礎科目）を加えて、全学の責任の下に全学の教員が授業を担当する「北大方式」という特徴ある教育を、以下のとおり「全学教育」として実施する。

ア) 本学では、教養教育をすべての学部教育にとって不可欠のコアと位置づけ、「コアカリキュラム」と称する。このように教養教育を重視する教育理念に従って、最良の専門家による最良の非専門教育」を実施し、豊かな人間性と高い知性、並びに広い教養、すなわち、人間の生とそれをとりまく社会や自然に対する広い視野と高い視点、そして深い洞察を統合する力を身に付けさせるとともに、高いコミュニケーション能力や情報リテラシー能力などの基盤的能力、並びに異文化理解能力の育成を図ることを目指す。

イ) 専門基礎教育（基礎科目）は、数学、物理学、化学、生物学及び地学の基礎的学問分野の学力を、全学教育の段階で専門教育に必要なレベルに到達させることを目指す。

##### 学部教育の成果に関する具体的目標の設定

- ・ 学部教育では、全学教育で身に付けさせた能力等に加えて、人文・社会・自然諸科学の各分野の基礎的知識を確実に習得させるとともに、豊富な専門分野の知識を身に付けさせ、新しい課題に対して積極的に道を拓く人材を育成する。
- ・ 国家試験にかかわる専門職業人を養成する学部では、専門職業人としての自覚を高めるため、専門導入教育及び実践的教育と結合した教育課程を充実させ、高い合格率を維持するとともに、それぞれの分野において指導的立場に立ちうる人材を育成する。

##### 大学院教育の成果に関する具体的目標の設定

- ・ 修士課程においては、専門科目の履修、各研究室・ゼミ等での研究への参加及び修士論文の指導・審査により、専攻分野及び関連分野において、研究に参画する能力を持つ人材を育成する。併せて社会のニーズに対応した多様なコースの充実を図り、国際的にも活躍できる高度な専門的能力を持つ高度専門職業人を育成する。
- ・ 博士（後期）課程においては、独自のテーマに基づく研究を自立的に遂行するよう指導し、専攻分野及び関連分野において、独立して世界的水準の研究を展開できる人材を育成するとともに、高度に専門的な業務に従事する人材を育成する。

##### 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

#### ( ) 学士課程

- ・ 学士課程では、基礎・専門教育及び研究経験により得られた広い視野と知見を最大

限に生かし，産業界，官公庁，公益的組織及び専門的職業において指導的役割を担うこと，研究者あるいは専門職業人を志す者については，本学又は他大学の大学院に進学することを目指す。

- ・ 国家試験に係る専門的職業人を養成する学部では，取得した資格を生かして，それぞれの専門分野で指導的な立場で活躍し，社会，地域のために貢献するとともに，より高度の教育を目指して大学院に進学することも目標とする。

( ) 大学院課程

- ・ 修士課程では，専攻分野において修得した高度の知識や研究能力を最大限に生かすべく，本学又は国内外の他大学の博士（後期）課程への進学はもとより，研究，教育機関や企業等の研究開発部門への就職を目指す。また，高度専門職業人養成を行う分野の修士課程修了者は，社会のニーズに対応した高度に専門的な業務を目標とする。
- ・ 博士（後期）課程では，専攻分野において修得した高度，かつ最先端の知識と研究能力を最大限に生かすべく，国内外における大学等の高等教育機関の教育職並びに各分野の研究所及び企業の研究開発部門に就職することを目標とする。また，社会の変化に応じて多様化すると思われる高度に専門的な業務をも視野に入れる。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・ 単位修得状況，進級状況，学位取得状況及び資格取得状況などについて，点検評価を行う体制の基盤を整備する。
- ・ 卒業（修了）後の進路及び就職後の状況等を調査するためのネットワークの整備について，同窓会組織等と連携しつつ検討する。

( 2 ) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

( ) 学士課程

- ・ 本学の教育を受けるにふさわしい学力を備えた学部学生を選抜するため，大学入試センター試験において5教科・7科目を課す入学者選抜制度を実施する。
- ・ 平成18年度学部入学者からの平成12年大学審議会答申，平成11年告示の高等学校学習指導要領に対応する入学試験制度改革について，前期日程試験，後期日程試験，AO入試それぞれの目的の見直しを行う。
- ・ 多様な学部学生を受け入れるため，2年次編入学制度を実施する学部の拡大に努めるとともに，帰国子女特別選抜については，その対象を永住権保有者に拡大し実施する。
- ・ 学部入学者の選抜組織（委員会等）については，平成18年度入試に向けて既存組織の見直しと一元化を検討し，結論を得る。
- ・ 高等学校及び入学志望者への説明会・模擬講義等を通じた情報提供，インターネットを利用した入試相談，学生の参加によるキャンパス・ツアー及び教育支援等，高大連携の拡充を図るとともに，入試広報関係の整備を行う。

( ) 大学院課程

- ・ 大学院への入学志望者に対して明確で豊富な情報を提供するため，大学院進学ガイドの実施・充実及び各研究科，専攻，研究室等の情報に関するホームページの充

実に努めるとともに、大学院授業のシラバスをホームページ上に掲載することについて検討する。

- ・ 多様で優秀な大学院学生を確保するため、入学者選抜の年複数回実施及び入学者の受入の拡充について検討する。
- ( ) 留学生，社会人学生
- ・ 留学生に有益な情報を積極的に提供するため、学部・大学院とも、外国語版のホームページ上に、アドミッション・ポリシー，研究室案内等の掲載を推進する。
  - ・ 大学院における留学生及び社会人の受入の拡大を図るため、留学生及び社会人の特別選抜の拡充について検討する。
  - ・ 留学生について、上記方策のほか、後記3の(1)の「留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策」に掲げるところにより、受入の拡大に努める。
  - ・ 社会人の入学志望者に対して有益な情報を積極的に提供するため、ホームページの内容等の充実を図る。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ( ) 全学教育
- ・ 前記(1)の「全学教育の成果に関する具体的目標の設定」に掲げる内容を達成するため、教養科目は、以下の「一般教育演習」，「分野別科目」，「複合科目」，「共通科目」，「外国語科目」によりバランスの取れた教育課程を編成するとともに、これらの科目の充実を図る。
    - ア) 「一般教育演習」は、本学の特色科目であり、コミュニケーション能力，学問や社会の多様性の理解能力，そして豊かな人間性を涵養することを目指している。その一層の向上のために、研究林・牧場・練習船等の大学施設を活用した学部横断・フィールド活用・体験型少人数教育，論文指導等の充実を図る。
    - イ) 「分野別科目」においては、異文化理解能力等を身に付けさせることを目指すとともに論文指導の拡充を図り、「複合科目」においては学際的な学問の発展の理解を深めさせ、及び体育学，情報処理等の共通性の高い基礎的な科目である「共通科目」においては、特に、「情報教育科目」ではコンピュータの基本的利用技術に習熟させ、高度なネットワーク社会に対応できるITスキル及びITモラルを身に付けさせることを目指し、それぞれ内容の一層の充実に努める。
    - ウ) 「外国語科目」では、「読む」，「書く」，「話す」，「聞く」能力のバランスのとれた向上を図るため、CALL（コンピュータ支援言語学習）システムを使用する授業科目の充実を図るほか、このシステムを使用する科目の必修化・能力別選択必修科目の設定に向けて検討を行うとともに、学生に対して語学の自主学習に利用するよう修学指導に努める。
  - ・ 基礎科目では、平成18年度学部入学者の学力の多様化に対応するため、中等教育以下の新学習指導要領に応じた教育課程の編成を目指し、各科目（数学，物理学，化学，生物学及び地学）ごとの「コース別履修制度」の実施に向けた検討を進める。
  - ・ 北海道に立地する国立総合大学として、アイヌ民族をはじめとする北方諸民族に関する教育を充実させるため、同内容の開講科目数の拡大を図る。

( ) 学部教育

- ・ 創造的かつ体系的な学部一貫教育を提供するため、全学教育の教養科目及び基礎科目、並びに専門科目及び国際交流科目の充実を図る。
- ・ 学部専門教育における理系基礎科目について、学部の枠を越えた「互換性科目（異なる学部で展開されている共通の内容をもつ科目）」として単位を共通化すること、並びに互換性科目を全学教育の基礎科目におけるコース別履修制度と接続させることについて、具体的に検討する。
- ・ 進路指導及び人間教育を含めた個別指導を行うため、学部・学科等の特性に応じ、研究室・ゼミへの分属等の少人数教育をさらに進める。

( ) 大学院教育

- ・ 大学院授業のシラバスの内容を充実させるとともに、総合大学として研究科の枠を越えた連携を図り、「大学院共通授業科目」の開講数を拡大する。
- ・ 大学院課程における高度専門職業人の育成のため、学位論文に代えてリサーチペーパーの提出により修了させる等の特別な教育課程（特別コース、専修コース等）の充実を図る。
- ・ 大学院学生の研究水準を向上させるため、修士論文、博士論文、学会誌投稿論文等の執筆や学会発表を促すよう、指導体制の充実を図る。
- ・ 大学院学生に早期に第一線級の研究者との協働を体験させるため、国内外での研究活動・学会に参加させるよう指導体制の充実を図る。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ・ 学部学生に各年次にわたって適切な授業科目を履修させるため、各学期ごとに、学生各自の履修科目登録における単位数の上限を設定することについて、各学部ごとに検討する。
- ・ 教育効果を高めるため、学士課程、大学院課程とも、学生参加型授業、少人数授業及び体験型授業や、インターンシップ等の社会経験・実地研修型授業等の拡充に努める。
- ・ 学士課程の演習、実習等においてきめ細やかな指導を行うため、ティーチング・アシスタントの有効活用に努める。
- ・ 大学院課程における学位取得率を向上させるため、学位授与基準の設定及び見直しについて検討する。
- ・ 情報リテラシー能力の育成や教育効果の向上のため、情報基盤センター及び附属図書館を中心として、情報メディアを活用する教育の実施・支援を強化・拡充する。
- ・ 学生の学修意欲の向上やボランティア等の社会活動を促進するため、顕彰制度の充実の一環として、新たな制度を創設する。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・ 成績評価基準の明示並びに厳格な成績評価を徹底させるため、学士課程においては、引き続き成績評価基準や成績分布の公表範囲の拡大を図るとともに、大学院課程（修士課程）においては、成績評価基準の見直しに着手する。
- ・ 本学卒業者の質を保證するシステムの一環として、学士課程における、「秀」評価（優の上に秀を加えて5段階評価とする）及びGPA（grade point average）制度

の導入に向けた準備を進めるとともに、修学指導等への積極的な活用方法について検討する。

### (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

#### 適切な職員の配置等に関する具体的方策

- ・ 北海道大学の教育に関する目標を達成するために必要な学科・専攻等を構成し、それぞれにおける教育研究を実施するにふさわしい教員組織の整備・充実を図るため、の3の の「中長期的視野に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策」に掲げるところにより、適切な教員編制としうるシステムについて検討する。
- ・ の3の の「中長期的視野に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策」に掲げるところにより、演習や実験指導等に教育支援職員を適切に配置するための体制について検討する。

#### 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・ 老朽化した施設の改修については、豊かな自然や歴史的な景観の保全、及びバリアフリー環境にも配慮しつつ、の1の の「施設等の整備に関する具体的方策」に掲げるところにより実施する。
- ・ 講義室においては、視聴覚装置・プレゼンテーション装置等の教育設備の充実に努める。
- ・ 附属図書館においては、学生の学習に必要な資料の充実、並びに学術研究コンテンツや図書目録データベースの整備・充実等によるネットワーク情報の利用環境の改善に努めるとともに、留学生・国際対応サービスを拡大するため、国際交流科目図書コーナーの充実や、情報提供の観点からホームページ上の外国語版の拡充を図る。
- ・ 情報基盤センターにおいては、セキュリティの確保や利便性を向上させるため、キャンパス・ネットワークの整備を進めるとともに、マルチメディアを活用する教育の支援に努める。
- ・ 学生の正課授業及び課外の体育活動のための施設の充実に努める。

#### 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・ 各教育組織において、前記(1)の の「教育の成果・効果の検証に関する具体的方策」に掲げるものを含め、組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価するための体制並びに評価結果を教育の質の向上及び改善に結びつける体制の整備に着手する。
- ・ 学生による授業アンケートを引き続き実施するとともに、その結果への教員の対応を学生に公開することについて検討する。
- ・ 教育活動に対する自己点検・評価の結果をファカルティ・ディベロップメント(FD)の充実のために活用する方策について検討する。

#### 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・ 教育ワークショップ、新任教員研修会等の研修機会を一層充実させるとともに、適切な実施時期の設定、参加者の業務を分担するなど、参加し易い環境を整備する。また、ティーチング・アシスタントを担当する大学院学生には、引き続き事前に研修を受講させ、その資質の向上に努める。

- ・ 教育に関する研究開発プロジェクトに対して、適切な学内支援措置を講じる。

#### 学内共同教育等に関する具体的方策

- ・ 言語文化部は、学部及び大学院における外国語教育を実施するとともに、言語及び文化に関する教育研究を推進する。
- ・ 留学生センターは、留学生に対して日本語、日本文化・日本事情の教育及び修学・生活上の指導・助言を行うとともに、海外留学を希望する学生に対し、年2回の「海外留学説明会」を開催するなど情報提供や指導・助言に努める。
- ・ 高等教育機能開発総合センターは、全学教育、入学者選抜及び高大連携に関する企画並びに教育方法の開発・改善及び生涯学習に関する研究を推進する。
- ・ 総合博物館においては、学術標本の収蔵、展示、公開及び学術標本に関する教育研究の支援並びにこれらに関する研究を推進する。また、市民に開かれた博物館として、土・日曜日、祝日を開館日とし、北海道大学に通底する精神を伝える「都ぞ弥生」展などの企画展を行い、毎月第2土曜日には市民への公開セミナーを実施するなどして、地域社会への教育普及に寄与する。
- ・ 保健管理センターは、学生及び職員の心身の健康管理に関する専門的業務を実施する。
- ・ 体育指導センターは、保健及び体育に関する教育を実施するとともに、学生及び職員の課外活動等における体育指導などを通じて、体力の向上、健康増進に寄与する。

#### 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

- ・ 国家資格等の職業資格に関連した人材や社会的に高度な専門職業能力を有する人材の養成ニーズに対し基幹総合大学として積極的に応え、その使命を果たしていくため、公共政策大学院及び会計専門職大学院の設置を検討し、その実現に努める。

### (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

#### 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ・ 大学における学修システムや生活上の留意事項を確実に理解させるため、学部新生ガイダンス・オリエンテーション等の内容の見直しについて検討する。
- ・ 初年次学部学生における相談体制を充実させるため、クラス担任の業務内容を明確に位置付けることにより、成績不良者、留年者及び留学生等への個別対応の徹底化を図るとともに、従来の学生個人等がクラス担任と相談するためのオフィスアワーに加え、クラス単位でクラス担任と相談するためのクラスアワーを設ける。高年次の学生においても、学習指導體制の一層の充実を図る。

#### 生活相談・就職支援等に関する具体的方策

- ・ 学生の生活上の相談機能を充実させるため、学生相談室、保健管理センター、クラス担任、各学部の担当組織等の連携を図る連絡調整体制について検討する。
- ・ 学生から学習・研究環境及び生活環境に関する意見・要望を聞き、それに速やかに対応する体制は、現在、学部学生のうち全学教育履修者を対象として高等教育機能開発総合センターで実施しているが、さらに各学部・研究科を含めて全学的視点からの整備拡充について検討する。
- ・ カウンセリング体制のうち、セクシャル・ハラスメントに対する防止対策も含めた

相談体制は、平成15年度に体制の強化及び「防止等に関するガイドライン」を制定するなどの整備の充実を図っており、さらに、学生・職員を対象に啓発活動を行い発生の防止に努めるとともに、相談員の資質の向上を図る。

- ・ アカデミック・ハラスメントについては、防止対策も含めた相談体制の整備について検討する。
- ・ 学生のサークル活動やボランティア活動を支援するため、サークル活動に対してはリーダー養成講座や事故防止講習会等を実施し、ボランティア活動に対しては「学生ボランティア相談室」において活動先の紹介やボランティア養成講座等を実施するとともに、それらの支援機能の充実について検討する。
- ・ 学生が自主的に企画・立案を行う、キャンパス生活の充実、地域社会との連携及び本学のPR活動等のプロジェクトに対して、経費の助成を行う「北大元気プロジェクト」を実施する。
- ・ 学生への就職情報の提供や多様な就職支援活動を充実させるため、「キャリアセンター」を設置し、全学的な就職支援体制を整備する。また、教育効果の向上のみならず就職支援の観点からも、学部的全学教育においてインターンシップの科目を新設するとともに、キャリア教育の推進について検討する。

#### 経済的支援に関する具体的方策

- ・ 学生に対する経済的支援を充実させるため、入学料、授業料免除等の採択基準の見直しについて検討する。
- ・ 大学院学生・ポストドクターへの研究助成や国外での学会発表などに対する助成、学部学生の外国留学の助成及び奨学金等については、本学の教育・研究活動を支援する「財団法人 北海道大学クラーク記念財団」等と連携を図りつつ、支援の充実を努める。

#### 社会人・留学生等に対する配慮

- ・ 留学生に対する修学上・生活上の支援を一層充実させるため、全学的視点のもとに、留学生担当専任教員を配置する制度について検討する。
- ・ 本学留学生を支援する「北海道大学外国人留学生後援会」等と連携を図りつつ、日常生活面における支援に努める。
- ・ 留学生及び外国人研究者の学修及び研究を実りあるものとするため、その家族を支えるボランティア団体「北海道大学国際婦人交流会」等と連携を図りつつ、日常生活面における支援に努める。
- ・ 社会人学生について、働きながら学修できる教育環境を整備するため、大学院において「長期履修学生制度（標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを認める制度）」を新たに導入するとともに、「大学院設置基準第14条（教育方法の特例）」を実施する研究科の拡大を図る。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### 目指すべき研究の方向性

- ・ 全地球的な新規課題への機動的対応を図り、新たな学問領域の創生、産業活性化へ



の貢献という視点をより鮮明にした研究の推進を図る。

- ・ 本学が創設から現在まで継承し発展させてきた基礎及び応用科学における特徴ある学問分野をさらに強化するために、常に世界をリードする研究を推進し、その研究目的を確実に達成することを基本とする。
- ・ 本学の研究の特徴である北海道の特性・地域性に根ざした研究を引き続き推進する。

大学として重点的に取り組む領域

- ・ 北海道大学の基本的目標に鑑み、数理・物理科学、ナノテクノロジー、生命医科学、バイオテクノロジー、情報科学、エネルギー科学、地球環境科学、人間・社会統合科学、グローバリゼーション研究、知的財産研究等の新たな時代における問題解決及び技術革新が要求されている先端的・複合的領域において、世界的研究拠点として、あるいは研究拠点形成を目指して、研究を推進する。
- ・ 上記領域のほかに、旧来の学問体系を超えた新たな学問領域の創生を果たすために、複合的学際的領域における世界的研究拠点形成の核となりうる研究を推進する。
- ・ 地域社会の文化的・経済的活性化及び公正な発展への貢献のため、特にその歴史・文化、自然及び社会環境に対する理解を深めるとともに、地域産業の高度化・安定化等並びに新規起業に寄与する研究を推進する。
- ・ 基幹総合大学として、大学のみが能く担いえる基礎的領域における研究の今日的及び将来的意義を見極め、その成果を発展的に継承することに努めるとともに、近未来における人類の福祉への貢献はもとより、さらに普遍的な視点に立った研究の推進にも努める。

成果の社会への還元に対する具体的方策

- ・ 成果を市民や地域社会、企業等に分かり易く伝えるため、印刷物、データベース、ホームページ等の多様な媒体を用いた広報活動、及び公開講座、公開展示等の充実を図り、北海道大学を基点とする情報発信を推進する。
- ・ 産学官連携のもとで、研究成果を産業技術として社会に移転・還元する体制の整備を図るとともに、連携基盤醸成のための交流事業を推進する。
- ・ 大学と企業等との包括連携等を整備し、技術交流等を推進する。
- ・ 成果の社会への還元に資するため、知的財産たる特許の出願を推進する。
- ・ 地球規模での自然環境保全と人間活動の両立を目指す資源有効活用、持続型食糧生産等の人類共生に関する研究を通じ、世界、とりわけアジア及び北方圏の環境と生活向上並びに産業・経済等の発展に寄与することに努める。
- ・ 北海道の産業・経済及び自治の活性化に寄与する研究をより一層推進するとともに、北海道の歴史及び民族の研究を促進し、北海道文化の発展にもこれまで以上に貢献する。
- ・ 成果発表としての学術書及び優れた教科書、並びに研究成果の社会への普及を図る啓発書・教養書等の刊行を推進する活動への支援に配慮する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・ 研究成果を、それぞれの研究分野において評価の高い学術誌に原著論文として、あるいは国際的に通用する著書として公表するとともに、国内外の学会・シンポジウム

等において世界に向けて発信するように努める。

- ・ 研究領域ごとに専門家による外部評価を受ける体制づくりについて検討する。

## (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

### 戦略的研究推進に関する具体的方策

- ・ 研究推進戦略に関わる組織として研究戦略室を設置し、本学の主導すべき研究プロジェクトの推進等について立案するとともに、本学における研究推進体制の在り方について多角的に検討する体制を整備する。
- ・ 大型研究教育プロジェクト等の獲得を円滑に行うための情報収集・分析、企画立案・調整を行う体制を整備する。

### 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・ 大学としての将来計画並びに研究課題の規模及び重要度・緊急度に応じた機動的な研究者配置を行うため、必要に応じて の1の の「全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策」に掲げるシステムを活用した採用を行う。
- ・ 研究分野の特性に応じ、民間組織・政府機関等から幅広く多様な人材を獲得するため、人事採用システムの弾力化について検討する。
- ・ 研究者の流動性を高めるとともに優れた人材を確保するため、 の3の の「任期制・公募制など教員の流動性向上に関する具体的方策」に掲げるところにより、任期制の導入検討を促進するために必要な調査研究を行うとともに、公募制の推進に取り組む。
- ・ 研究の効率的な推進と円滑な実施、特に重要度・緊急度の高い部門を支援するため、必要に応じて技術職員や事務職員を適正かつ柔軟に配置する。

### 研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・ 研究者個人や小規模グループが推進する研究プロジェクトは、それぞれの研究者が外部資金として獲得した競争的研究費による実施を基本とするが、基礎的・基盤的研究領域で、外部資金の獲得が難しい初期段階の萌芽的研究等については、重要性や戦略性等を勘案しつつ、 の1の の「全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策」に掲げるシステムを活用した研究資金の支援を行う。
- ・ 本学の伝統と特色を生かした基礎的・応用的研究、地域・国際貢献に関する研究、世界的レベルの拠点形成研究、大学が主導すべき戦略的プロジェクト研究等については、その規模と重要度・緊急度を勘案しつつ、必要に応じて上記システムを活用した研究資金の支援を行う。
- ・ 外部からの新任教員に対する支援促進制度（スタートアップ経費）について検討する。

### 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・ 高度な研究設備のより横断的効率的な利用を図るため、設備・機器等を全学的に共用しうる体制について検討する。
- ・ 大学主導の重点的研究プロジェクトの実施に必要な設備は学内共同利用設備として整備を図る。
- ・ 複合的・学際的な研究や共同研究実施に係る研究ネットワーク構築に資するため、

札幌キャンパス以外の諸施設を含め大学全体として施設・設備の適切な整備を図る。  
知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策

- ・ 知的財産の大学帰属の原則を徹底し，知的財産の管理，活用等に関する業務を行うため，知的財産本部を整備し，学内研究科，研究所等（以下「研究科等」という。）にある知的財産についての集積・一元管理体制を整備する。
- ・ 研究成果の取扱い及び知的財産の管理・活用に関する「知的財産ポリシー」等を整備するとともに，「利益相反」のマネジメント等について「利益相反ポリシー」を検討する。
- ・ 知的財産の創出，取得，活用の一層の促進を図るため，セミナー等を通じて広く知的財産に関する啓発を行う。
- ・ 知的財産に関する広報活動やデータベースの整備を図るとともに，企業等との連携により，知的財産の活用を推進する。

研究活動の評価および評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・ 各研究組織において，前記（１）の「研究の水準・成果の検証に関する具体的方策」に掲げるものを含め，組織としての研究活動及び個々の研究者による研究活動を評価する体制を整備するとともに，評価結果を研究活動の質の向上及び改善の取組に結び付ける体制の整備に着手する。
- ・ 研究目標，研究計画，研究体制管理，投入研究資源，研究成果等につき客観的多面的な評価項目を設定するなど研究活動の評価を行うに当たって公正中立を期すための方策について検討する。

全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策

- ・ 学内の全国共同利用の附置研究所・全国共同利用施設を中心として，他大学等との連携による効果的な共同研究を推進し，全国に開かれた研究拠点としての地位の一層の向上を図る。
- ・ 本学における特色ある研究を推進するため，既存学問分野のさらなる発展と深化の促進並びに異分野の融合による新しい研究の芽生えを誘導することを目指し，重要度・緊急度に応じた大規模共同研究を戦略的に推進する。
- ・ 触媒化学研究センターは，触媒化学に関する研究，情報の発信及び交流拠点としての活動を推進し，この分野における全国共同研究を実施する。
- ・ スラブ研究センターは，スラブ・ユーラシア地域に関する総合研究を推進するとともに，この分野における全国及び国際共同研究を実施する。
- ・ 情報基盤センターは，全国共同利用設備を含む情報基盤を整備し，情報化を推進する研究開発並びに情報メディアを活用した研究教育の実施及び支援を行う。
- ・ アイソトープ総合センターは，アイソトープを利用する研究教育において共同利用施設の活用を図る。
- ・ 機器分析センターは，分析機器を利用する研究教育において共同利用施設の活用を図る。
- ・ 高機能エネルギー材料の開発基盤を構築するため，共同利用施設として，エネルギー変換材料研究センターを整備する。
- ・ 先端科学技術共同研究センターは，基礎的・学際的研究から応用，開発及び実用に

至る研究並びにこれらの研究支援を行い、本学と産業界等との研究協力を推進する。

- ・ 量子集積エレクトロニクス研究センターは、量子集積エレクトロニクスに関する研究を推進する。
- ・ 北方生物圏フィールド科学センターは、生物圏におけるフィールドを基盤とした総合的な研究教育を推進する。
- ・ ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーは、ベンチャー・ビジネスの萌芽となる独創的な研究開発を推進するとともに、高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材を育成する。
- ・ 創成科学研究機構は、新たな学問領域の創成及び研究科等横断的な研究を推進する。

学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

- ・ 高度情報化社会に対応するために既存の関連学問分野を統合した「情報科学」を担う研究教育組織として情報科学研究科を設置し、体制を整備する。
- ・ ジェンダーに関する研究教育、及びアイヌ民族をはじめとする北方諸民族に関する研究教育を総合的に推進する体制の構築について検討する。
- ・ 文理融合型の研究教育を適切に推進する体制の構築について検討する。

### 3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・ 社会連携に関する情報発信機能を充実させるため、ホームページ活用の一層の推進を図るとともに、特に本学における研究者及び研究活動情報についてはそれらのデータベース化を推進する。
- ・ 国・地方自治体、経済・文化団体、非営利団体等を含む地域社会の行政、文化、産業活動等への貢献のため、各種審議会、委員会、研究会への参加等を含め、それらを専門的見地から評価、助言する活動を推進する。また、行政、文化、産業、教育、福祉、医療等の様々な分野において活躍中の専門職業人等を対象とした講演会、講習会活動をより充実させるとともに、本学の様々な制度を活用したリカレント教育を実施する。
- ・ 地域の社会人教育等を推進するため、公開講座や市民を対象とした教育活動、施設利用等を通じ、基幹総合大学の特色を発揮した、潜在的知的好奇心を満足させうる社会教育サービス事業を企画・実施する。
- ・ オープンキャンパス事業、出前講義、学部講義への受入及び、公開講演活動等を通じた初等・中等教育との連携を充実させる。
- ・ 地方自治体等の生涯学習計画の企画・立案・各種相談並びに交流事業等に積極的に参加し、地域社会の文化的活性化に貢献する。
- ・ 本学学部卒業生、大学院修了者の各同窓会組織の連絡・協力体制の整備を支援し、本学の研究、教育・社会連携等に関する意見交換を広く行いうる体制の構築を図る。

産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・ 大学と産業界を結ぶリエゾン機能を一層強化するため、リエゾンオフィス体制を整備するとともに、学内の連絡調整機能を充実させる。

- ・ 産学官の連携・協力機能が集積された札幌北キャンパスにおいて、関連する研究所等のほか、産学連携施設、民間資金活用関連施設の整備を検討する。
- ・ 技術相談会及び交流セミナー等の開催を推進するとともに、学内の研究施設・装置の活用方法の整備の検討を開始し、共同研究や受託研究を推進する。
- ・ 寄附講座の設置により研究・教育両面での産学連携を推進するとともに、学外機関研究員の受入体制の整備について検討する。
- ・ 地方自治体・企業と連携し、社会のニーズに対応した研究プロジェクト等について札幌北キャンパスの研究スペース・施設を活用し、研究開発から事業化・育成を行う体制の構築を推進する。
- ・ 産学官連携の拠点としての「北海道大学東京オフィス」の機能強化を図るとともに、海外における研究機関・大学や企業等との連携活動拠点の形成に向けた検討を行う。

#### 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・ 国際交流の企画立案にあたる国際交流室を設置し、国際交流の活性化のための体制を整備する。
- ・ 国際交流の在り方等について海外大学等の有識者による外部評価や意見交換等の実施について検討する。
- ・ 大学間の交流協定の増加を図る一方、現在締結している協定については国際交流室において交流内容及び交流実績による見直しを行う。特に、中国をはじめとするアジア諸国、北方圏及びオセアニア諸国との交流の向上を図る。
- ・ 交流協定を締結した大学との間において、相互の交流拠点形成の実現に向けた計画を検討する。
- ・ 留学生双方向交流の拡大に向け、大学間の学生交流に関する覚書の増加や単位互換制度の充実に努める。
- ・ 交流基盤拡大のため、外国人研究者招聘、事務・技術職員の海外研修及び教員の在外研究の推進方策について検討する。

#### 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・ 国際援助機関等による各種共同研究、国際共同開発プロジェクトの獲得・実行を支援するための学内体制の整備について検討する。また、専門家の派遣を推進するとともに、研修員の受入を促進する。
- ・ 国際開発協力実施のための学内基盤醸成及び人材育成を図るため、関連実務経験者によるセミナー、国内外の開発援助機関による研修会等の機会を確保する。

## (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

### 良質な医療人養成の具体的方策

- ・ 医師の卒後臨床研修必修化に対応する卒後臨床研修センターの教育体制の整備・充実に努める。
- ・ 平成18年度から義務化される歯科医師の卒後臨床研修の体制と内容を検討する。
- ・ 「地域医療連携部」を設置し、北海道内の地域医療機関、介護・福祉施設等との連携を強化し、患者サービスの向上に努める。
- ・ 北海道内の医療機関における勤務医・開業医に対し、講演会等により最新の医療技

術等の指導・啓蒙を行う。

- ・ 地域医療支援のための「地域医療支援室」を設置し、医師紹介に係る窓口を一元化し、業務の透明化を図る。
- ・ 日本医療機能評価機構による審査を受けるための委員会を設置し、検討を開始する。

研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策

- ・ トランスレーショナルリサーチとしての「遺伝子工学・細胞治療センター」を有する医・歯学総合メディカルセンター新嘗構想の再構築を検討する。
- ・ 遺伝子・細胞治療，再生医療，臓器移植医療等の高度先進医療の充実を積極的に推進する。
- ・ 「臨床治験センター」を拡充・整備し，地域連携型の治験を進める。また，センターと外部の治験施設管理機関（S M O）との連携を図る。

医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

- ・ 「腫瘍内科」並びに「化学療法センター」を設置し，医療サービスの向上と病院経営の改善を図る。
- ・ 医科・歯科の患者ID番号を一元管理し，患者情報を共有することにより医療サービスの向上を図る。
- ・ フィルムレス化を実施し，電子カルテの導入を検討する。
- ・ 「ME機器管理センター」の設置を検討し，医療機器等の集中管理による経営の効率化に努める。
- ・ 病院管理会計システムを運用して，部門ごとの業務内容，収支（原価計算）の分析に基づき，業務改善計画の策定・実行を検討する。
- ・ 外来診療科の再配置を図り，臓器別診療の実現に向けて検討を開始する。
- ・ 院内学級，ふれあいコンサート等に研修医・学部学生を参画させて，患者サービスを充実させる。
- ・ 入院患者がパーソナルコンピュータや携帯電話等を使用できる環境の整備を検討する。
- ・ 専任病院長が十分な任期を確保できるよう任期・再任方法等を検討する。
- ・ 専任病院長がリーダーシップを発揮できる制度を検討する。
- ・ 病院長の下に経営推進部門を設置し，病院経営の健全化に努める。
- ・ 病院所属教員の診療業務に対する適正な評価を含め，北海道大学病院の自己点検評価システムを検討する。
- ・ 診療支援部等の人材の効率的配置を行い，病院運営の改善，効率化を推進する。

適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策等

- ・ 看護部，薬剤部，診療支援部等の組織運営体制を整備し，適正な人員配置を検討する。
- ・ 各部署からのローテーションによる職員研修を行い，安全管理業務等を体験させることで，職員個々の意識高揚を図る。
- ・ 医療安全対策及び感染対策等に関する研修による高度な資格（感染管理認定看護師，救急看護認定看護師，ホスピスケア認定看護師等）の取得のための受講機会の確保に努める。

- ・ 業務の効率化を図るため、幅広い職種について変形労働時間制の導入の拡大を検討する。

### **業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**

#### **1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置**

全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・ 法令の趣旨に則して経営協議会及び教育研究評議会並びに役員会の運営を行うとともに、そのプロセスにおいて研究科等のボトムアップ機能にも十分配慮することを基本として、次項及び後記の「運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策」に掲げるものを中心に、総長による戦略的かつ機動的なトップマネジメントを推進する。
- ・ 学術研究の動向、学生や社会の多様なニーズ、地域社会や国際社会への貢献等を踏まえつつ、本学の教育・研究のより一層の活性化と質の向上を図るため、後記の「全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策」に掲げるところにより、戦略的に経営資源を配分するシステムの導入、運用又は検討を行う。

運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ・ 総長及び理事の迅速な意思決定と円滑な業務執行を確保するとともに、経営協議会及び教育研究評議会における効果的・機動的な審議に資するため、以下の運営組織等を設置する。
  - ア) 総長又は理事のリーダーシップの下に、全学的業務に関し、企画立案を主たる任務とする「総長室」として、「企画・経営室」、「教育改革室」、「研究戦略室」、「国際交流室」及び「施設・環境計画室」を設置するとともに、円滑な業務処理を主たる任務とする「全学委員会」を設置する。その際、法人化前の各種学内委員会をそのまま引き継ぐことなく、その任務・構成を見直すなどして真に必要なものに精選するほか、審議プロセスの効率化を図る。
  - イ) 総長又は理事の業務遂行を機動的に補助するため、役員補佐制度を設ける。
  - ウ) 総長又は理事と研究科等の長とが十分に意思疎通等を行い、全学的業務に係る効率的な企画立案や全学的な運営方針の円滑な具体化に寄与することを任務とする連絡調整組織として「部局長等連絡会議」を設置する。

研究科長等を中心とした機動的・戦略的な研究科等運営に関する具体的方策

- ・ 研究科長等のリーダーシップの下で、全学的な運営方針を踏まえつつ、自律的な教育研究活動の改善や研究科等の運営を行えるようにするため、研究科等の規模等に応じた数以内の副研究科長等を置く制度を導入し、研究科長等の補佐体制を充実する。
- ・ 各研究科等における教授会の審議事項、代議員会や専門委員会の活用状況等に関する実情調査を行い、研究科長等の迅速な意思決定や機動的な業務執行の改善に資する。

教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・ 教員と事務職員とが協働して業務を遂行する体制の確立を目指し、前記の「運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策」に掲げる「全学委員会」や「総長室」の運営に当たっては、構成メンバーとして適切な事務職員を参加させるほか、関連事務組織との密接な連携を図る。

- ・ 事務職員が全学又は研究科等の運営業務全般に係る企画立案等に積極的に参画しうる基盤整備の一環として、後記3の「事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策」に掲げるところにより、事務職員の資質向上を図る。

#### 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・ 本学における教育研究のより一層の活性化と質の向上を図るため、総長のリーダーシップの下に、以下のような資金、人員及びスペースに係る学内資源を戦略的に配分するシステムの導入、運用又は検討を行う。
  - ア) 資金については、研究科等における教育研究を維持する資金の確保に留意しつつ、運営費交付金の一定割合並びに間接経費の 50 % 及び奨学寄附金の 5 % を全学に留保し、個別の事業内容をベースとして重点配分を行う。また、平成 18 年度を目途に研究科等における教育研究の活性化や改善のための取組の進捗状況に関する評価をベースとする傾斜配分を実施するための検討に着手する。
  - イ) 人員については、運営費交付金の一定割合を全学に留保し、新規性、先端性等特色ある教育研究プロジェクトや、学術的・社会的要請に応える組織再編成に繋がるものなどについて優先的に配分する全学運用定員制度を導入し、運用する。
  - ウ) スペースについては、引き続き新設・改修施設整備面積の 20 % を目標に共用部分を確保するなどして、大型の外部資金を導入した研究プロジェクトや研究科等の枠組みを越えて行う教育研究等に優先的に割り当てる。

#### 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ・ 社会の幅広い知見を大学経営に積極的に活かすため、法令の趣旨に則して、役員のほか、経営協議会の委員に幅広い分野から学外者を迎え入れる。
- ・ 役員及び経営協議会の委員以外に、職員についても、大学の経営機能の向上に資するため専門知識・技能を持つ人材を必要に応じて登用する。
- ・ 上記により学外者を教員として登用する場合は、前記の「全学的視点からの戦略的な学外資源配分に関する具体的方策」に掲げる全学運用定員制度を活用するほか、選考採用についても総長のリーダーシップの下で行うため総長直属の人事委員会を設置する。

#### 内部監査機能の充実に係る具体的方策

- ・ 経理面における内部統制システムの妥当性の検討・評価やその運用状況の監視と、業務諸活動の合法性や合理性の検討・評価を行うため、総長直属の内部監査組織として監査室を設置する。
- ・ 監査室が内部監査を行うに当たっては、監査計画を策定するとともに、監事及び会計監査人が行う監査業務との重複を避けるなど効率的に実施する。

#### 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ・ 社団法人国立大学協会の一員として、また北海道内における基幹総合大学として、後記4の「複数大学による共同業務処理に関する具体的方策」に掲げるものを中心に、自主的な連携・協力を促進する。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置



教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・ 基本的な教育研究組織の見直しについては、これまで行ってきた自己点検・評価の結果等を踏まえ、当該組織の長のリーダーシップの下で自主的・自律的に検討を進める。
- ・ 上記のほか、自己点検・評価の結果等により教育研究組織の見直しに取組む必要があると総長が判断する場合は、役員会の議に基づき、関連する総長室又は当該教育研究組織において検討を進める。

教育研究組織の見直しの方向性

- ・ 大学院において学生所属組織と教員所属組織を分離する「学院・研究院」構想の一環として、「環境科学」及び「水産科学」の分野について、平成 17 年度実施を目途に具体的構想を取りまとめる。
- ・ 質の高い専門法曹を幅広く養成するため、法科大学院として法学研究科に法律実務専攻を設置する。

### 3 職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・ 職員の能力や業績を的確に把握しうる公正で納得性の高い人事評価システムの整備について検討するため、私立大学や民間企業等における事例の調査研究や関係資料の収集を行う。
- ・ 上記人事評価システムの検討と併せて、能力、職責及び業績を適切に反映したインセンティブの高い人事・給与制度についても検討するため、各種事例の調査研究や関係資料の収集を行う。

柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・ 学生の教育に支障を生じたり、大学と教員との利益相反が生じたりしないよう留意しつつ、教員の兼業を柔軟に認める制度を設ける。同時に、兼業の柔軟化に伴う社会的説明責任を果たすため、平成 16 年度における兼業の従事状況を平成 17 年度に公表するための準備を行う。
- ・ 教育研究に従事し、社会の様々な分野に寄与することが求められている教員の職務の特性に鑑み、主として研究に従事する教員を対象に裁量労働制を導入し、その円滑な運用を図る。
- ・ 外国人教員や任期付き教員等を対象とした年俸制の導入や、民間から人材を登用した際の弾力的な給与格付け等を視野に入れた柔軟な給与制度を設計するための検討に着手する。
- ・ 定年に達した優れた教員を引き続き本学の教育研究業務等に従事させるため、勤務延長制度や再雇用制度を導入する。このうち勤務延長制度については、その適切な運用を図るための基準を検討し、成案を得る。

任期制・公募制など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・ 教員の流動性を向上させ教育研究を活性化する視点から、再任可能な任期制を一定の要件の下に導入することについて、研究科等の組織単位ごとの検討を促進するために必要な取組を行う。なお、の1の「全学的視点からの戦略的な学内資源配分

に関する具体的方策」に掲げるところにより採用する教員については、本年度から任期制を導入する。

- ・ 教員に多様な経歴・経験等を持つ優れた人材を確保するため、教員の採用及び昇進に当たっては、原則として公募により行う。

外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- ・ 本学が学術研究と人材養成の面で日本のみならず世界の発展に貢献することを目指す視点から、外国人教員採用に係る国際公募制の導入や給与制度を柔軟化することについての検討に着手する。
- ・ 男女共同参画社会基本法並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の精神に則り、ポジティブ・アクションを含めた総合的な施策を検討するための組織を設置する。
- ・ 育児にあたる必要の生じた本学の職員や大学院生、ポストドクター、外国人研究者等が安心して就労又は就学できるようにするため、平成 17 年度から保育園「子どもの園」を認可保育園として本学が設置運営することとし、そのために必要な準備を行う。

事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・ 事務職員等の採用は、北海道地区国立大学法人等職員統一採用試験合格者からの採用を原則とし、この試験で適切な人材を得がたい場合には、選考により行う。
- ・ 事務職員の人事管理に当たっては、各職員の意欲・適性・能力等を勘案しつつ、男女の均等な機会や待遇の実質的な確保に努めるとともに、階層別や専門別研修を実施する。また、平成 18 年度採用者からコース別人事管理を実施することを前提に、具体的方策の検討に着手する。

中長期的観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ・ 研究科等における教授、助教授、講師及び助手に係る職や人員数、財源を流動化させ、研究科等がその戦略に基づき柔軟な教員編制としうる方策を実施する。
- ・ 助手等の職務実態が多様であることに鑑み、現状を調査・分析の上、職務内容に応じた処遇等その在り方についての見直し方策を検討し、成案を得る。
- ・ 教育研究支援機能を充実させるため、技術職員に係る組織や人材養成システム等の在り方についての見直し方策を検討し、成案を得る。
- ・ 運営費交付金を原資とする職員の給与等の人件費総額について、平成 17 年度中に成案を得ることを目途に、当該交付金の積算ルールを勘案しつつ中長期的観点に立った適切な管理を行うための具体的方策の検討に着手する。

#### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・ 法人化に伴う業務や本学が戦略的に推進すべき業務を事務局組織が適切に担いよう、企画部の設置、職員課の設置等事務局組織の再編を行うとともに、平成 17 年度以降にその効果の検証を行うための準備に取り組む。
- ・ 事務職員の効率的配置の視点から、北キャンパスの研究施設等における事務処理を合同で行う事務組織を設置する。また、研究科等の事務のうち定型的な人事、経理事

務等を合同処理する体制を整備するため、平成 17 年度中における取りまとめを前提に法人移行後における研究科等の業務処理状況の調査分析に着手する。

- ・ 研究科等の図書関係部門を附属図書館事務部の下に一元管理し、図書及び雑誌等の発注、受入、目録作成等の管理業務を集中化するための具体的な構想案を作成する。
- ・ 事務職員の全学的な一元管理を行い、事務組織を巡る環境の変化に応じた機動的な人員配置に努める。また、これを円滑に行える仕組みの検討に着手する。
- ・ 特定研究科等に定員内職員として配置されている教室系事務担当者を段階的に廃止すこととし、そのための取組みの一環として、平成 15 年度における当該定年退職者を不補充とする。

複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- ・ 複数大学の協力により効率的な業務処理を行うため、北海道内の国立大学法人等と協力し、北海道地区国立大学法人等職員統一採用試験を実施する。また、他の業務についても共同業務処理の可能性について検討し、合意の得られたものから逐次実施する。

業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・ 本学における各種業務の内容・性格等を分析し、アウトソーシングや業務処理の簡素化に向けた課題等を整理した上で、学内予算編成時を中心に平成 16 年度及び平成 17 年度に取組むべきアウトソーシング等について結論を得る。
- ・ 法人移行後における経理、人事等の事務処理の内容を分析し、平成 17 年度以降において電子化により一層の効率化を図ることができる業務を整理する。

## 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ・ 科学研究費補助金等競争的資金の獲得資金総額については、その伸び率が平成 16 年度関連予算の対前年度伸び率に達するよう努める。
- ・ 受託研究、共同研究、奨学寄附金等外部資金の獲得資金総額については、その伸び率が平成 16 年度の国内総生産の対前年度伸び率に達するよう努める。
- ・ 上記競争的資金及び外部資金に関する伸び率の達成や、平成 17 年度における獲得資金の増額を目指して、以下の方策を実施する。
  - ア) 若手研究者を主たる対象にして、科学研究費補助金の傾向、戦略的な研究種目の選定方法及び研究計画調書の作成方法に関する説明会を開催する。
  - イ) 科学研究費補助金に精通した教員を申請アドバイザー（仮称）として選定し、希望者に対し助言できる仕組みの検討に着手する。
  - ウ) 受託研究については、各省庁が行う説明会開催情報や公募情報等を収集し、研究者に対し、ホームページやメーリングネットワーク等を通じて情報提供する。
  - エ) 平成 16 年度における本学教員の外部資金（競争的資金を含む。）への応募、採択及び獲得額の状況を、平成 17 年度において研究科等別に整理し、公表するための準備を行う。

収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- ・ 学生納付金については，教育の機会均等や優秀な学生の確保等に配慮し，国が定める標準額をもって設定する。
- ・ 北海道大学病院の経営の効率化を図り，医業収入を確保するため， の3の(2)の に掲げるところにより以下の取組を行う。
  - ア) 「腫瘍内科」及び「化学療法センター」の設置
  - イ) 医科及び歯科の患者ID番号の一元管理
  - ウ) 「ME機器管理センター」設置の検討
  - エ) 外来診療科を再配置し，臓器別診療の実現に向けての検討
  - オ) 病院長の下での経営推進部門の設置
  - カ) 病院会計システムを運用しての業務改善計画の策定・実行の検討
- ・ 入場料，家畜治療収入，公開講座の講習料等のその他の収入について，増収に努めるため，以下の取組を行う。
  - ア) 植物園については，パンフレットを作成し関係機関に配布するとともに，教育委員会を通じて小中学校に対し総合学習におけるフィールドとしての利用の働きかけを行う。
  - イ) 家畜病院については，家畜病院運営委員会に，適切な広報活動の方策について検討するためのワーキンググループを設置する。
  - ウ) 公開講座については，教育委員会と連携して，地域住民の学習ニーズについて実態の把握に努めるとともに，生涯学習計画研究委員会において全学的広報支援体制について検討するためのワーキンググループを設置する。
- ・ 特許については，知的財産本部と北海道TLOをはじめとする技術移転機関との連携を積極的に行い，特許出願手続きの委託及びマーケティング業務の委託を行うことなどにより，特許の実施による収入増に努める。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・ 全学に共通する管理的経費の節減に努めるため，以下の取組を行う。
  - ア) 清掃業務，警備業務及び環境整備等の契約について集約化の検討を行い，実施可能なものから逐次集約化する。
  - イ) 全学的な共通使用物品及び一定の使用量が見込まれる物品を対象に，一括購入及び単価契約の拡充を行う。
- ・ 光熱水料の抑制のために，エネルギー管理システムを導入し，使用エネルギーの実態を把握するとともに，その実態をホームページ等で公表する。また，省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づく省エネルギーに関する中長期計画を策定する。
- ・ の4の 「業務のアウトソーシングに関する具体的方策」に掲げるところにより，アウトソーシングが可能な業務について費用対効果を勘案の上，管理的経費の節減に努める。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 資金の運用及びリスク管理を行うため，財務部に財務管理室を設置し，資金の効率

的・効果的運用を図るとともに、資金の安全性を確保するため、取引銀行の経営に関する情報の収集を行う。

- ・ 資産の情報を含めた各月毎の財務情報としての合計残高試算表等を作成することにより、役員等に対し、随時経営判断のための情報提供を行う。
- ・ 学術情報の効率的運用を図るため、電子ジャーナル、電子的データベース及び電子的参考図書を充実し共同利用の促進に努めるとともに、図書購入において、重複図書の調整を行う。
- ・ 施設の有効活用及び維持管理については、の1のの「施設等の有効活用に関する具体的方策」及びの「施設等の維持管理に関する具体的方策」に掲げるところにより必要な措置を講ずる。なお、教育研究活動に支障を来たさない範囲で、学外者に対し短期間の有償貸付を行う。

## **自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置**

### **1 評価の充実に関する目標を達成するための措置**

自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ・ の1の(3)のの「教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策」及び同2の(2)のの「研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策」に掲げるところにより構築する各教育研究組織の体制と連動させつつ、それらの機能が効率的に発揮しうよう支援するとともに、全学的業務に係る自己点検・評価を実施することを任務とする評価室を設置する。
- ・ 平成16年度に係る業務の実績を明らかにした報告書を適切かつ効率的に作成するために必要な方策について検討し、成案を得る。
- ・ 評価室と連携しつつ評価に必要な不可欠なデータを全学的に集約、蓄積する担当事務組織として企画部に経営分析室を設置するとともに、当該データを評価に迅速かつ効率的に利用できる基盤構築の検討に着手する。
- ・ 社会に対する説明責任を果たすため、授業アンケートの結果などを含む自己点検・評価の結果を、ホームページ等により公表する。

評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ・ 平成16年度に係る業務の実績に関する評価結果を分析し、その結果を全学的視点から教育研究活動や業務運営の改善に効果的に反映させられるようにするための方法及び体制の検討に着手する。
- ・ 評価結果を学内資源の配分を行う際の基礎資料として活用するためのシステムについて、の1のの「全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策」の一環として検討に着手する。

### **2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置**

- ・ 本学における教育研究活動面に関する多彩な情報を、広報資料及びホームページを活用して、より分かり易く公開・提供する。
- ・ 本学の中期目標、中期計画、年度計画等組織運営面に関する情報を、ホームページを用いて積極的に発信する。

- ・ 学外からの多様な問い合わせに応える方策として、平成 17 年度中を目途にホームページ上に F A Q ( Frequently Asked Question ) を掲載するための準備を行う。
- ・ 世界に対して広く情報を発信するため、研究業績データベースの拡充等により、英文情報の充実を図る。
- ・ 北大交流プラザ「エルムの森」を引き続き広報拠点として運営するほか、北大構内を描き「ニレの画家と呼ばれた富樫正雄画伯の油彩展や「北大に咲く花」の水彩画展を開催する。また、外来者が増加する 7 月から 8 月にかけて土日開館を行う。
- ・ 「北海道大学東京オフィス」を引き続き首都圏近郊における情報の発信と収集の拠点として運営するほか、平成 16 年度から設置した「キャリアセンター」と連携して学生に対する就職支援機能を充実させる。

### その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

キャンパスマスタープラン 96 については、作成時以降の財政状況や社会的情勢の変化、教育研究の新たな進展による施設需要等を踏まえ、その見直しの検討に着手する。

教育研究活動の基盤となるキャンパス環境を全学的視点から適切に確保・活用するため、その企画・計画、整備、管理を一体的に行う施設マネジメント体制の在り方についての検討に着手する。

施設等の有効活用に関する具体的方策

- ・ 既存施設の点検・評価の定期的な実施並びに点検手法の開発及び評価基準の策定に資するため、文系 4 研究科、工学研究科、情報科学研究科及び水産科学研究科における施設の使用実態を調査する。
- ・ 教育研究の進展に柔軟かつ機動的に対応する適切なスペース配分を実施するために、教員室の面積基準等必要な方策の検討に着手する。
- ・ 講義室・演習室等の利用率の向上を図るために、全学又はブロック内で空間的・時間的に共用化する方策の検討に着手する。

施設等の維持管理に関する具体的方策

- ・ 教育研究環境を良好に保持し、施設の劣化を一定水準に抑制するために、施設設備の点検・保守・修繕等の基準作成の検討に着手する。

施設等の整備に関する具体的方策

- ・ 建物の老朽・狭隘解消の再生整備として、医学部応用医科学研究棟の改修整備の実施と、北海道大学病院・歯科診療センター空調設備改修等工事及び屋上防水改修等工事を実施する。
- ・ 法科大学院など専門職大学院の設置に伴い、必要となるスペースを確保する。
- ・ 外国人研究者や留学生の教育研究環境や生活環境を向上させるために必要となるスペースの確保・整備充実のための検討に着手する。
- ・ 北方生物圏フィールド科学センターに附属する地方施設の苫小牧研究林森林資料館について、老朽化した施設の再生整備を実施する。
- ・ インフラ設備の更新等基幹環境整備の充実のため、構内の建物内ガス漏れ改修、水産科学研究科のさく井設備新設工事を実施する。

- ・ 民間資金の円滑な受入れによる P F I 事業として環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業を進める。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・ 労働安全衛生法を踏まえた安全管理を組織的，継続的に実施するため，労働安全衛生マネジメントシステム導入の検討に着手する。
- ・ P R T R 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）等を踏まえ導入した化学物質等管理システムについて，説明会の開催及び利用促進に係る支援等により，その活用を推進する。

学生等の安全管理に関する具体的方策

- ・ 学生や職員の安全確保のため，施設設備の安全点検を定期的を実施する方法の検討に着手するとともに，安全の手引きの充実とその周知を図る。
- ・ 全学的な防災・防犯体制の検討に着手するとともに，防災計画の一環として防災マップ，ハザードマップを作成するため危険箇所・建物等の現状調査等を実施する。
- ・ 昭和 56 年以前の建物の耐震診断を計画的に進めるため，実施計画を策定する。

### 予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画

別紙参照

#### 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

##### 1 短期借入金の限度額

1 1 2 億円

##### 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費とし借り入れすることも想定される。

#### 重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画

磁気共鳴断層撮影システム整備に必要な経費の長期借入れに伴い，本学病院の敷地及び建物について，担保に供する。

#### 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は，

- ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

#### その他

##### 1 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
・札幌団地研究棟改修 ・小規模改修 ・磁気共鳴断層撮影システム ・災害復旧工事	総額 1,798	施設整備費補助金 (793) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (254) 国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (751)

(注) 金額は見込みであり，上記のほか，業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や，老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

## 2 人事に関する計画

組織の活性化を促進し，教育研究の質的向上を図るため次の方策を講ずる。

職員の能力や業績を的確に把握しうる公正で納得性の高い人事評価システムの整備について検討するため，私立大学や民間企業等における事例の調査研究や関係資料の収集を行う。

定年に達した優れた教員を引き続き教育研究業務等に従事させるため，勤務延長制度や再雇用制度を導入し，このうち勤務延長制度については，その適切な運用を図るための基準を検討し，成案を得る。

教員の流動性を向上させ教育研究の活性化を図るため，再任可能な任期制を一定要件の下に導入することについて，研究科等の組織単位ごとの検討を促進するために必要な取組を行う。

外国人教員，女性教員の採用を促進するための基盤整備等に取り組む。このうち外国人教員採用に係る国際公募制の導入等について検討に着手する。

事務職員を対象とするコース別人事管理制度の導入について，具体的方策の検討に着手する。

## 3 災害復旧に関する計画

平成16年9月に発生した台風18号により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行う。

(参考1) 平成16年度の常勤職員数 4,099人

また，任期付職員数の見込みを10人とする。

(参考2) 平成16年度の人件費総額見込み 40,282百万円(退職手当は除く)



(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	44,852
施設整備費補助金	793
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	46
国立大学財務・経営センター施設費交付金	751
自己収入	29,910
授業料及入学金検定料収入	9,779
附属病院収入	19,697
財産処分収入	0
雑収入	434
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	7,046
長期借入金収入	254
計	83,652
支出	
業務費	69,618
教育研究経費	42,148
診療経費	18,293
一般管理費	9,177
施設整備費	1,798
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	7,046
長期借入金償還金	5,190
計	83,652

[人件費の見積り]

期間中総額 40,282百万円を支出する。(退職手当は除く)

## 2. 収支計画

## 平成16年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	81,260
經常費用	81,260
業務費	73,088
教育研究経費	11,495
診療経費	11,476
受託研究費等	5,091
役員人件費	167
教員人件費	25,949
職員人件費	18,910
一般管理費	2,369
財務費用	1,489
雑損	0
減価償却費	4,314
臨時損失	0
収入の部	83,249
經常収益	83,248
運営費交付金	43,909
授業料収益	8,003
入学金収益	1,268
検定料収益	325
附属病院収益	19,697
受託研究等収益	5,091
寄付金収益	1,873
財務収益	0
雑益	434
資産見返運営費交付金等戻入	112
資産見返寄付金戻入	7
資産見返物品受贈額戻入	2,529
臨時利益	1
純利益	1,989
総利益	1,989

### 3. 資金計画

#### 平成16年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	88,931
業務活動による支出	75,119
投資活動による支出	3,343
財務活動による支出	5,190
翌年度への繰越金	5,279
資金収入	88,931
業務活動による収入	81,808
運営費交付金による収入	44,852
授業料及入学検定料による収入	9,779
附属病院収入	19,697
受託研究等収入	5,091
寄付金収入	1,955
その他の収入	434
投資活動による収入	1,590
施設費による収入	1,590
その他の収入	0
財務活動による収入	254
前年度よりの繰越金	5,279

別表(学部の学科・課程, 研究科の専攻等)

文学部	人文科学科	760人
教育学部	教育学科	220人
法学部	法学課程	880人
経済学部	経済学科	400人
	経営学科	360人
理学部	数学科	200人
	物理学科	140人
	化学科	300人
	生物科学科	320人
	地球科学科	240人
医学部	医学科	590人(医師養成に係る分野)
	保健学科	180人
歯学部	歯学科	360人(歯科医師養成に係る分野)
薬学部	総合薬学科	320人
工学部	材料工学科	160人
	応用化学科	280人
	情報工学科	240人
	電子工学科	240人
	システム工学科	240人
	応用物理学科	200人
	原子工学科	160人
	機械工学科	320人
	土木工学科	320人
	建築都市学科	180人
	環境工学科	220人
	資源開発工学科	120人
	3年次編入学	20人(各学科共通の学生収容定員)
	農学部	生命資源科学科
応用生命科学科		120人
生物機能化学科		140人
森林科学科		144人

	畜産科学科	92人	
	農業工学科	120人	
	農業経済学科	100人	
獣医学部	獣医学科	240人	(獣医師養成に係る分野)
水産学部	水産海洋科学科	160人	
	海洋生産システム学科	160人	
	海洋生物生産科学科	240人	
	海洋生物資源化学科	240人	
	水産教員養成課程	60人	(水産教員養成に係る分野)
文学研究科	思想文化学専攻	63人	(うち修士課程 36人 博士後期課程 27人)
	歴史地域文化学専攻	189人	(うち修士課程 108人 博士後期課程 81人)
	言語文学専攻	77人	(うち修士課程 44人 博士後期課程 33人)
	人間システム科学専攻	84人	(うち修士課程 48人 博士後期課程 36人)
教育学研究科	教育学専攻	153人	(うち修士課程 90人 博士後期課程 63人)
法学研究科	法学政治学専攻	161人	(うち修士課程 88人 博士後期課程 73人)
	法律実務専攻	100人	(専門職学位課程)
経済学研究科	経済システム専攻	63人	(うち修士課程 36人 博士後期課程 27人)
	現代経済経営専攻	77人	(うち修士課程 44人 博士後期課程 33人)
	経営情報専攻	62人	(うち修士課程 44人 博士後期課程 18人)
理学研究科	数学専攻	158人	(うち修士課程 92人 博士後期課程 66人)

	物理学専攻	135人	（うち修士課程 78人 博士後期課程 57人）
	化学専攻	165人	（うち修士課程 96人 博士後期課程 69人）
	生物科学専攻	155人	（うち修士課程 90人 博士後期課程 65人）
	地球惑星科学専攻	130人	（うち修士課程 76人 博士後期課程 54人）
医学研究科	医科学専攻	40人	（修士課程）
	生体機能学専攻	80人	（博士課程）
	病態制御学専攻	120人	（博士課程）
	高次診断治療学専攻	96人	（博士課程）
	癌医学専攻	48人	（博士課程）
	脳科学専攻	56人	（博士課程）
	社会医学専攻	40人	（博士課程）
歯学研究科	口腔医学専攻	168人	（博士課程）
薬学研究科	生体分子薬学専攻	51人	（うち修士課程 30人 博士後期課程 21人）
	創薬化学専攻	51人	（うち修士課程 30人 博士後期課程 21人）
	医療薬学専攻	44人	（うち修士課程 26人 博士後期課程 18人）
工学研究科	物質工学専攻	102人	（うち修士課程 60人 博士後期課程 42人）
	分子化学専攻	116人	（うち修士課程 68人 博士後期課程 48人）
	量子物理工学専攻	100人	（うち修士課程 58人 博士後期課程 42人）
	量子エネルギー工学専攻	72人	（うち修士課程 42人 博士後期課程 30人）

	機械科学専攻	114人	（うち修士課程 博士後期課程	66人 48人）
	社会基盤工学専攻	93人	（うち修士課程 博士後期課程	54人 39人）
	都市環境工学専攻	114人	（うち修士課程 博士後期課程	66人 48人）
	環境資源工学専攻	93人	（うち修士課程 博士後期課程	54人 39人）
	システム情報工学専攻	112人	（うち修士課程 博士後期課程	58人 54人）
	電子情報工学専攻	94人	（うち修士課程 博士後期課程	48人 46人）
農学研究科	生物資源生産学専攻	195人	（うち修士課程 博士後期課程	114人 81人）
	環境資源学専攻	165人	（うち修士課程 博士後期課程	96人 69人）
	応用生命科学専攻	135人	（うち修士課程 博士後期課程	78人 57人）
獣医学研究科	獣医学専攻	86人	（博士課程）	
水産科学研究科	環境生物資源科学専攻	149人	（うち修士課程 博士後期課程	86人 63人）
	生命資源科学専攻	135人	（うち修士課程 博士後期課程	78人 57人）
地球環境科学研究科	地圏環境科学専攻	97人	（うち修士課程 博士後期課程	58人 39人）
	生態環境科学専攻	143人	（うち修士課程 博士後期課程	86人 57人）
	物質環境科学専攻	79人	（うち修士課程	46人）

			( 博士後期課程 33人 )
	大気海洋圏環境科学専攻	101人	( うち修士課程 62人 博士後期課程 39人 )
国際広報メディア研究科	国際広報メディア専攻	96人	( うち修士課程 54人 博士後期課程 42人 )
情報科学研究科	複合情報学専攻	28人	( うち修士課程 24人 博士後期課程 4人 )
	コンピュータサイエンス専攻	32人	( うち修士課程 24人 博士後期課程 8人 )
	情報エレクトロニクス専攻	47人	( うち修士課程 39人 博士後期課程 8人 )
	生命人間情報科学専攻	39人	( うち修士課程 33人 博士後期課程 6人 )
	メディアネットワーク専攻	38人	( うち修士課程 30人 博士後期課程 8人 )
	システム情報科学専攻	35人	( うち修士課程 27人 博士後期課程 8人 )
医療技術短期大学部	看護学科	160人	
	理学療法学科	40人	
	作業療法学科	40人	
	衛生技術学科	80人	
	診療放射線技術学科	80人	
	専攻科助産学特別専攻	20人	

(注1) 右欄の人数は、平成16年度における学生収容定員を示す。

(注2) を付した研究科の専攻及び医療技術短期大学部の学科は、平成15年度入学者をもって募集を停止した専攻及び学科を示す。